

【静岡県のみん延防止等重点措置にかかる焼津文化会館の対応について】

焼津市は県のみん延防止等重点措置を受け、公共施設である文化会館について、開館時間の短縮を決定しましたのでお知らせいたします。

<対象期間> 令和3年8月15日～令和3年8月31日
※上記期間で貸館があった場合、最大午後8時まで

<変更前> 貸館の使用時間(夜間区分) 午後6時～午後9時30分まで
<変更後> 貸館の使用時間(夜間区分) 午後6時～午後8時まで
※夜間区分の変更による使用料金の変更はありません。ご了承ください。
※時間内に1階事務所窓口へ鍵を返却し、退館してください。

新型コロナウイルス感染拡大の防止措置として、ご理解、ご協力のほどよろしく願いいたします。

<お問い合わせ>

焼津市焼津文化会館指定管理者

公益財団法人 焼津市振興公社

電話：054-627-3111

営業時間：午前9時～午後5時(月曜日休館)